まえがき

過去問を掲載!

資格試験では過去に出題された論点が繰り返し出題されることが多く、また、過去問を分析することでどのような勉強が必要なのかが見えてきますので、過去問は重要です。

本書は、2000年~2022年度の本試験問題を掲載しています (2000年、2006年の試験制度変更により出題されなくなった 問題、論点が重なる問題等は掲載していません)。

学習カリキュラムに沿って問題を編集!

過去問を5肢択一式のまま掲載すると、問題に後で学習する 論点が含まれており、学習していない論点も解かなければならな い場合があります。

本書は、問題をカリキュラムに沿って選択肢ごとに編集しているので、効率よく学習することができます。

他資格試験の問題・オリジナル問題を掲載!

行政書士試験は、試験制度が2000年、2006年に大きく変わっています。出題傾向や問題の難しさも変わっているので、過去問だけでは最新の試験傾向に対応できません。また、行政書士試験は、出題数が少ない科目があるため、過去問だけではトレーニングが不足してしまいます。

本書は、他資格試験の問題やオリジナル問題を掲載して最新の試験傾向に対応するとともに、問題数不足を補っています。

Subject.1 本書の表記

01 問題の種類・重要度が一目でわかる!

- 6 法人の電子署名については、商業登記法に基づき法務省の登記官 が作成した電子証明書を利用することができる。 2006
- 7 電子署名法に基づき、認証事業者は、自然人および法人の本人性

▶ 行政書士過去問題マーク

行政書士試験の過去問題を意味します。数字は出題年です。

2006 …… 2006 年度出題の行政書士過去問を意味します。

▶ 他資格問題マーク

他資格試験の問題を意味します。

司試 …… 司法試験の問題を意味します。

旧司 …… 旧司法試験の問題を意味します。

司書 …… 司法書士試験の問題を意味します。

字建 …… 宅地建物取引士試験の問題を意味します。

会計 …… 公認会計士試験の問題を意味します。

国公 …… 各種国家公務員試験の問題を意味します。

▶ オリジナル問題マーク

OR …… オリジナル問題を意味します。

02 正誤チェック欄で自分の弱点を確認!

6 法人の電子署名については、商業登記法に基づき法務省の登記官 が作成した電子証明書を利用することができる。2006

7 電子署名法に基づき、認証事業者は、自然人および法人の本人性

□の欄に、正誤の判断と理由付けができたら「○」、できなかったら「×」をつけてください。

記入例:図図図図図図□□□

×が多い問題が弱点です。時間が足りないときは、弱点の問題を優先的に解きましょう。

03 ブラインドシートで繰り返し解く!



一肢ごとに問題を解くときも、目をそのまま右に移せばすぐに正解・解説がわかるので、時間の無駄なく学習を進められます。また、正解が見えてしまうのが気になる方は、巻末のブラインドシート(切り取ってご使用ください)で正解を隠して問題を解くことができます。

Subject. 2 | 学習の手順



問題のポイントをつかむ

問題と解説をざっと読んで何がポイントとなるのかをつかみましょう。



理由づけを意識して問題を解く

選択肢1つごとに

「なぜ正しいのか」「なぜ誤っているのか」という理由付けができるようにしてください。



繰り返し解く

記憶は繰り返すことで定着します。合格するためには繰り返し解く(回転させる)ことが重要です。

最低7回転、できれば10回転を目標にしてください。 そのため、問題には書き込みをせずに繰り返し解けるよう にしておきましょう。

主要参考文献一覧

塩野宏著『行政法Ⅰ [第6版] 行政法総論』(2015年、有斐閣) 塩野宏著『行政法Ⅱ [第5版] 行政救済法』(2010年、有斐閣) 塩野宏著『行政法Ⅲ [第4版] 行政組織法』(2012年、有斐閣) 宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論[第6版]』(2017年、有斐閣) 宇賀克也『行政法概説Ⅱ 行政救済法[第6版]』(2018年、有斐閣) 宇賀克也『行政法概説Ⅲ 行政組織法/公務員法/公物法[第4版]』 (2015年、有斐閣)

宇賀克也『地方自治法概説〔第6版〕』(2015年、有斐閣) 櫻井敬子·橋本博之『行政法〔第5版〕』(2016年、弘文堂) 原田尚彦[著]『行政法要論〔全訂第7版補訂版〕』(2011年、学陽書房)

[編集] I A M = 行政管理研究センター『逐条解説 行政手続法 27 年改訂版』(2015年、ぎょうせい)

橋本博之『行政判例ノート〔第3版〕』(2013年、弘文堂)

神橋一彦『行政救済法』(2012年、信山社)

室井力・芝池義一・浜川清編著『コンメンタール行政法 I 行政手続法・行政不服審査法 [第2版]』(2008年、日本評論社)

室井力・芝池義一・浜川清編著『コンメンタール行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国家賠償法〔第2版〕』(2006年、日本評論社)

村上順・白藤博行・人見剛編『別冊法学セミナー 新基本法コンメンタール 地方自治法』(2011年、日本評論社)

宇賀克也·交告尚史·山本隆司編『別冊Jurist 行政判例百選 I [第6版]』(2012年、有斐閣)

宇賀克也・交告尚史・山本隆司編『別冊Jurist 行政判例百選 II [第6版]』(2012年、有斐閣)

磯部力・小幡純子・斎藤誠編『別冊Jurist 地方自治判例百選〔第 4版〕』(2013年、有斐閣)

『Jurist臨時増刊 平成23年度重要判例解説』(2012年、有斐閣)

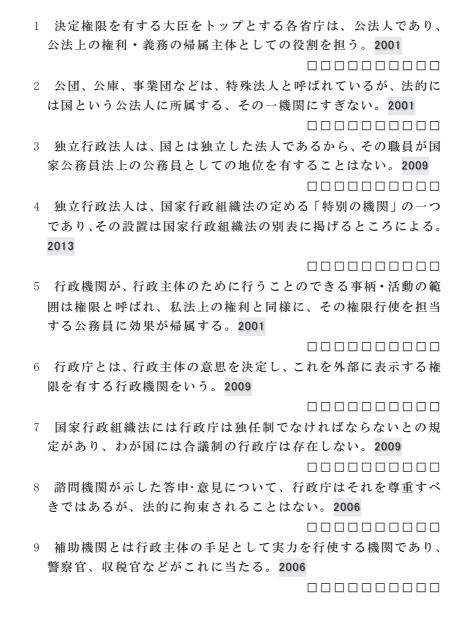
『Jurist臨時増刊 平成24年度重要判例解説』(2013年、有斐閣) 橋本博之・青木丈・植山克郎著『新しい行政不服審査制度』(2015 年、弘文堂)

宇賀克也著『解説 行政不服審査法関連三法』(2015年、弘文堂) 行政不服審査制度研究会【編集】『ポイント解説 新行政不服審査制 度』(2014年、ぎょうせい)

宇賀克也著『行政不服審査法の逐条解説』(2015年、有斐閣)

行政法の ―般的な法理論

行政の組織



- 1× 各省庁は、公法人(行政主体)ではなく行政機関である。また 公法上の権利・義務の帰属主体ともならない。
- 2× 公団、公庫、事業団等の特殊法人は、国に所属する一機関では なく、公法人(特別行政主体)である。
- 3× 独立行政法人のうち行政執行法人の役員及び職員には国家公 務員の地位が与えられる(独立行政法人通則法51条)。
- 4× 独立行政法人は、国家行政組織法の別表には掲げられていない。 なお、独立行政法人の設置は、独立行政法人通則法及び個別法 の定めるところによる。
- 5× 行政機関の権限行使の効果は、その権限行使を担当する公務員ではなく、国等の「行政主体」に帰属する。
- 6〇 行政庁とは、行政主体の意思を決定し、外部に表示する権限を もつ機関をいう。
- 7× 国家行政組織法に行政庁は独任制でなければならないとの規 定はなく、わが国には合議制の行政庁(例:公正取引委員会) も存在する。
- 8○ 諮問機関の答申・意見は尊重されるが、法的には行政庁の意思 決定を拘束しない。
- 9× 補助機関とは、行政庁その他の行政機関の職務を補助するため 日常的な事務を遂行する機関で、事務次官、局部課長、一般行 政職員などが該当する。本肢は、補助機関ではなく、「執行機関」 に関する記述である。

10)	行	政月	;		諮	問	機	関	`	参	与	機	関	な	ど	の	行	政	機関	0	定	義	は	`	玉	家	行
	政	紅組	織	去	に	お	V	て	定	め	ら	れ	て	V	る	0	20	06										
1	1	玉	家行	ŢĮ	政	組	織	法	は	,	内	閣	府	を	含	む	内	閣	の	統轄	の	下	に	お	け	る	行	政
	梯	纟関	の糸	且紀	織	の	基	準	を	定	め	る	法	律	で	あ	る	0	20	09								
12	2	玉	家名	ŤĪ	政	組	織	法	に	ょ	ħ	ば		行	政	組	織	ഗ	た	めに	置	か	'n	る	玉	の	行	政
																				ŋ,								
		にに																	ری	<i>,</i> ,	٠	•/	нх	ш.		<i>)</i> ,		15
	/4	,	124 1		• /	<i></i>	•	v	_	_			•	•	0							П		П	П	П	П	П
1 4)	ᇤ	完 4	≓ 7	τΉ	公口	ፊ址):	17	1 -	h	ルギ		ఠ)壮:	σ	4	ょ		国の								
1.	3 ≇¥																											
																				事務	X	ر.	7,)^	9	ے	ବ	に	رب
	U,)合	譲巾	刊丨	煖	判	8	直	`	۲	ع	7)4	C	3	්	0	20	15			_	_	_	_	_	_	_	_
14	4																			、内					ع	U	て	`
	内	閣	府の)]	事	務	を	統	括	し	`	職	員	の	服	務	に	つ	い	て統	督	す	る	0				
	2	015																										
15	5	各	省は	ć,	ょ	び	内	閣	府	に	は	, j	达記	置(り枝	幾月	園 と	<u>:</u> l	7 ر	て事績	务》	Ϋ́	字を	2 置	量 〈	: 18	ŧカ	٦,
	内	閣	が』	<u>N</u>	要	ح	認	め	る	ح	き	は	,	閣	議	決	定	に	ょ	り副	大	臣	を	置	<	ح	ح	が
	7	き	る。	2	20	09																						
16	3	省	にり	よ	外	局	ح	l	て	`	委	員	会	及	び	庁	が	置	か	れる	が	,	内	閣	府	に	は	そ
	0	ょ	うれ	な	外	局	は	置	か	れ	な	v	0	20	09													
17	7	ŀ.	級彳	īŤ	政	庁	は	下	級	行	政	庁	に	対	し	て	監	視	権	や取	消	権	な	تخ	の	指	揮	監
																				れて								
		. , ,	- '	•	_	-	•	•		•	, ,				•			-			_	_	_				_	П
																					_	_	_	_	_	_	_	_

- 10× 国家行政組織法では、行政組織上の事務配分の単位(例:総 務省、消防庁)を「行政機関」と呼んでおり、行政庁、諮問機 関、参与機関等の行政機関に関する定めはない。
- 11× 国家行政組織法は、内閣の統轄の下における行政機関で「内閣府、デジタル庁及び復興庁以外」のものの組織の基準を定め、 もって国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とする(国家行政組織法1条、復興庁設置法附則3条)。
- 12× 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、「委員会」及び 庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる (国家行政組織法3条2項)。
- 13○ 国家行政組織法に定める国の行政機関(省・委員会・庁)には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関(審議会等)を置くことができる(国家行政組織法8条)。
- 14○ 内閣総理大臣は、内閣府の長として、内閣府の事務を統括し、 職員の服務について統督する(内閣府設置法6条1項、7条1 項)。
- 15× 副大臣は必置の機関である(国家行政組織法16条1項、内閣府設置法13条1項)。なお、事務次官については正しい(国家行政組織法18条1項、内閣府設置法15条1項)。
- 16× 内閣府の外局として、公正取引委員会、国家公安委員会、個 人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こ ども家庭庁が置かれている(内閣府設置法64条)。
- 17× 上級行政庁は下級行政庁に対して指揮監督権を有し、その内容として訓令権も認められる。また、特別の法律の定めがない場合に取消権が認められるかについては争いがある。

18	;	行政	广	がこ	その	り権	限	の	_	部	を	他	の	行	政	機	関	に	委	任	L	た	場	合	で	あ	つ
	て	ь,	権	限(の見	斤在	自	体	は	,	委	任	l	た	行	政	庁	か	5	受	任	機	関	に	は	移	5
	な	۱V.	20	09																							
19)	飲食	店	営	業り	こ関	し	て	東	京	都	新	宿	区	長	\mathbf{C}	の	有	す	る	許	可	権	限	が	同	区
	職	員で	あ	る化	呆夜	建所	·長	D	に	委	任	さ	れ	た	場	合	で	あ	っ	て	Ł	`	当	該	権	限	の
	行	使に	つ:	き、	(C H	; D	に	対	し	て	指	揮	監	督	を	す	る	ح	ع	が	で	き	る	0		
	司	試20	010																								
20)	法定	この	事等	実の	り発	生	に	基	づ	v	て	`	法	律	上	当	然	に	行	政	機	関	の	間	に	代
	理	関係	の	生	ずる	5場	合	を	`	授	権	代	理	ح	v	う	0	20	09								
21		権限	{の	代王	里	とは	t,	行	政	機	関	の	権	限	の	全	部	又	は	_	部	を	他	の	行	政	機
	関	が代	わ	っ・	て彳	うう	ح	ع	を	v	う	が	`	権	限	行	使	機	関	の	変	更	を	伴	う	た	め
	権	限を	授	権	しま	き港	律	の	趣	旨	に	反	す	る	ح	ع	か	5	`	権	限	の	代	理	は	必	要
	Þ	むを	得	なし	八县	易合	にに	限	5	れ	る	ベ	き	で	あ	ŋ	,	か	つ	`	権	限	の	代	理	が	認
	め	られ	る	たと	めじ	こは	必	ず	法	律	の	根	拠	が	必	要	で	あ	る	ع	す	る	点	で	学	説	は
		致し														- •											
22		行政	(庁	のキ	雀 [艮を	*補	助	機	関	が	専	決	す	る	場	合	に	は	,	代	決	の	場	合	ع	は
		なり										-												-			
	な	る。	20	06									-	-									•				
	-																										
																		_	_	_	_	_	_		_	_	_

- 18× 権限が委任されると、委任をした行政機関はその権限を失い、 その権限は受任機関に移る。
- 19○ 上級行政機関は、下級行政機関に自己の権限の一部を委任した場合であっても、上級行政機関としての指揮監督権は失わない。よって、本肢の場合、新宿区長Cの有する許可権限が保健所長Dに委任されても、当該権限の行使につき、CはDに対して指揮監督をすることができる。
- 20× 法定の事実の発生に基づいて、法律上当然に行政機関の間に 代理関係の生ずる場合を「法定代理」という。授権代理とは、 本来の権限を有する行政機関が権限の一部を他の行政機関に授 権することにより、代理関係が生じるものである。
- 21× 権限の代理においては一身専属的な権限を代理させることはできないとされており、行政機関の権限の全部を他の行政機関が代わって行うことができるとはいえない。また、法定代理については法律の根拠が必要であるが、授権代理については法律の根拠は不要である。
- 22× 行政庁の権限を補助機関が専決する場合も、代決の場合と同様、処分権限は行政庁に帰属することとなる。

問題 1		次に掲げる国家行政組織法の条文の空欄ア~[才に当ては
	ま	る語句の組合せとして、妥当なものはどれか。	2022

- 第1条 この法律は、内閣の統轄の下における行政機関で ア及びデジタル庁以外のもの(以下「国の行政機関」という。)の組織の基準を定め、もって国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とする。
- 第3条第1項 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるも のとする。
- 同第3項 省は、内閣の統轄の下に第5条第1項の規定により各省 大臣の工する行政事務及び同条第2項の規定により当該大 臣が掌理する行政事務をつかさどる機関として置かれるもの とし、1及び庁は、省に、その外局として置かれるものとす る。
- 第5条第1項 各省の長は、それぞれ各省大臣とし、内閣法にいう 主任の大臣として、それぞれ行政事務を工する。
- 同第2項 各省大臣は、前項の規定により行政事務を工するほか、 それぞれ、その工する行政事務に係る各省の任務に関連する 特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議 において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施 策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調 整に関する事務を掌理する。
- <u>同第3項</u> 各省大臣は、国務大臣のうちから、才が命ずる。(以下略)

	ア	イ	ウ	エ	才
1	自衛隊	委員会	内閣府令	分担管理	内閣
2	防衛省	独立行政法人	政令	所轄	天皇
3	内閣府	内部部局	政令	所掌	内閣
4	自衛隊	内部部局	法律	統轄	天皇
5	内閣府	委員会	法律	分担管理	内閣総理大臣

問題 1 正解 5 アには「内閣府」が入る。 イには「委員会」が入る。 ウには「法律」が入る。 エには「分担管理」が入る。 オには「内閣総理大臣」が入る。 よって、5 が正解となる。